

言いのがれをしよという、そういうつもりでは決してございせんから、その点はどうぞ御了承願いたいと思ひます。

○委員長(小笠原二三男君) 委員において御質疑がございましたらどうぞ。

○秋山長造君 ただいまの大蔵國務大臣のお話を聞いておりますと、結局この実質は何らそう早急に改善される見込みはないような印象を受けるのですが、一応悪いことであるけれども、今すぐ全廃したら、かえつて逆の弊害が出るかもしれないから徐々にやる、そんな不徹底なことではわれわれ委員会としては了承できないのです。逆な弊害というのはいくらもございせんから、お尋ねしてみたいのです。

○國務大臣(大蔵唯男君) 決してそういうことではございせん。どうぞ私の言葉通りにお聞き願ひます。そう申し上げましたからといって、それをもつて全廢の意思を少しでも鈍らせようとか、そういうつもりではございせん。長い間のことでございせんから、よく慎重に、さらに実情を調べて見て、さらに一層詳しく調べて見て、そしてあやまちのないようにしたいということを申し上げておるだけでございます。それでも意地を張ろうとか何とか、そんな気持は全然ございせん。どうぞ御信用願ひたいと思ひます。

○秋山長造君 それは一応お聞きしておくわけですが、ただこれから実情をお調べになるとおっしゃいますけれども、さっきの大臣の御あいさつでは、就任以来この問題にとにかく昼夜頭を悩まして来た問題だところおっしゃる。だけれども、十分今まで

に実態は御調査になつておるし、把握もされておるし、もう今研究の段階でなしに、参議院のこの委員会でも今までに何回も問題になつたのだし、この問題になつたのは、これはよくよくこちらの委員会としても見るに見かねて申し上げたことなんですからね。それは公安委員会としても研究の段階じゃないに、直ちに実行に移されておる段階じゃないかと思ひます。

○國務大臣(大蔵唯男君) ごもつともでございます。私の申し上げ方が悪かつたからそうとられたかもしれないけれども、そういう意味では決してございせん。廃止がよいか悪いかというところを研究しようということではございせん。廃止することについてはどういふ手順でもつて、どういふ時期にどういふふうに行くか、そうするとこれは廃止したためにどんなお前弊害があるかと云われると、どうも私は困りますけれども、こういうことをやるには、悪い時期にやるならば弊害がありがちのものでございせん。そういうことがあつてはならぬということをやつておるわけですから、しばらく時をおかし下さいまして、それで一つ御了承願ひたいと思ひます。

○秋山長造君 これは大臣を疑うというわけではないのですけれども、しかしこういうことをやめると、えてして弊害がありがちだと思ひしやるのは、これは全くあべこべではないかと思うので、こういう警察寄付なんかを、古い昔から今日まで古い因襲でやつておるから弊害が起つておるのですから、それをやめようというので、それをやめてしまつたら、えてして弊害が起り

がちであるということとはそれは承服できぬ。

○國務大臣(大蔵唯男君) それも私の申し上げようが悪かつたと思ひます。頭のいい人からやられるとちよつと弱りますけれども、私はそういう意味で申し上げたのじゃないのです。私の申し上げますのは、これは廃止することがいいとか悪いとか、そういうことは問題はないと思ひます。廃止の仕方がひよつと間違つて、弊害が起り得る点があつてはならぬから、そこを注意してしなければならぬというのを申し上げておるのでございせんから、どうぞ一つ御了承願ひます。

○委員長(小笠原二三男君) ちよつと石井警察局長に伺ひますが、このことをいまの大蔵國務大臣が言うことと廃止することと、末端の警察官において不心得な者があつて弊害が起るというくらいに網羅がゆるんでおりますか。

○政府委員(石井三三君) 大臣のたゞいま御答弁になりましたのを、私お氣持ををそんたくしまして申し上げますが、先般の当委員会において慎重に御審議いただきまして、いろいろ貴重な御意見を拝聴いたしましたのであります。が、私も十分その御意見はわかつておるのでございせん。要するに財政援助を目的とする後援会といったようなものが今日ございまして、市町村に財政負担をかけておる、これがまあ當面の最も急速に解決しなければならぬ問題であると思ひますが、これが、これを今直ちに全廢するということのためには、それを容易にせしめ、かつスミースに全廢したことによつて警察運営に支障なからしむるようにするために中央のわれわれとしましては必要な

措置をとつてやるということが、第一線の各府県の本部長をして全廢をいさぎよく迅速にやらしめる効果ある措置である、こういう意味におきまして、大臣は全廢をするという根本方針はもとより今直ちに決意をされておるわけでありまして、それと同時に、それを容易ならしめるための何らかのわれわれ中央において考へるべき措置をとつてやらなければ、せっかく全廢の方針を確立しても、それが簡単に実効を上げ得ない、実施されないというやうなことになるのは相ならぬ、こういう意味で申されておるのではないかと申して、全廢するという方針をわれわれが打ち立てまして、これを第一線に示しますなら、ちよつと各警察局長はその方針を体して最善を尽くしてくれと思ふのであります。ただそれを一刻も早く実効を上げしめるためには、われわれ中央としてもまたそれに並行して考へてやるべき措置をあわせ考へて、そういう方針を示すのが適當ではないか、かように考へております。

○委員長(小笠原二三男君) ただいまの石井長官の御答弁で、私重大なものを感ずるのです。こちらで、中央だけでそういう指示をしても、末端の方で財政的な措置が十分でないためにはそれが守られないであらう、こういうことを言われた、そういう関係にあるものですか。

○政府委員(石井三三君) われわれが示しました指示が守れないというのはないのです。守られませんが、守られるのであります。その守られ方に時間がかかるのとかからない場合があるという意味で申し上げたのであります。

て、そういうことを今すぐ実行に移すのに容易ならしめるように、われわれとしても中央でやるべきことを考へてやるならば、第一線のものは直ちにそれを実行に移すことができるであらうしようが、そうでない場合にはやはりある程度実行に移すまでに若干の時間がかかりはしないかと、こういう意味で申し上げたのであります。

○秋山長造君 私は大体警察なんかという組織は、これは軍隊と同じことと、一番秩序が生命の組織だと思ひます。だからそれは悪いときまつたら、これはほんとに中央の方でこれは全廢しようというほんとうの決心をされれば、これはもう響きの音に應ずることとしてこれは末端まで徹底するものだろうと思ひます。それがほかの問題ならもう警察電話一本で東京から北海道でも鹿児島までも、もうすぐ手足のごとく動かせるくらいな運営をやつておつて、この警察寄付の問題だけに限つてなかなかどうもはれものへさわるやうな、どうもおよび腰でやられるということが、どうもそこにやはりわれわれの心配しておるいろいろな地方のボスの的なものとのつながりとか、警察の大体第一義でないいろいろな条件によつて警察運営というものがゆがめられがちであるというやうなことを、これはもう裏づけることになると思ひます。で、かりに全面的にこれはもうきれいさつぱりとぶち切つてしまふというところが、おっしゃるやうに多少の手続その他について時間が必要だといひました。たとえば現に今地方団体、特に市町村等においては国の方の予算の決定と並行して、当初予算は前にやつておるでしよけれども、肉づ

けず算といいますが、そういう本格的な予算補正をほつぽつこれから始める時期だと思ひのです。だから必ず警察後援だとかいろいろ寄付的なものが、数字がこれから論議される段階だ、だから同じやるのならば、それできまつてしまわないうちに、もうこういうものは今までの悪習でやつておつたのだから、切るといふようなことを早く手を打つてやつた方がいい。

それからもう一つは、まだ七月とはいつても年度初めなんです、従つてたとえいろいろな警察の駐在所を作るとか、あるいは自動車を買うとか、いろいろなさういふ新規事業だけ手をつける今段階だと思ふのです。従つてこゝういふ警察後援だとか何とかいうやうな恒常的な団体による寄付でなしに、臨時的に一般寄付を仰ぐというやうな臨時の寄付があるわけです。そういう臨時の寄付なんかもぼつぼつ事業をやろうとするところは一般に割り当てをしてはおる、だから少くともそういうやうなすでに寄付に手をつけておるところだけでも、ちよつととりあえず待つたといふくらゐの処置は、これは直ちにとりにならなけりや、何もかも手続その他の準備を一切がつさい完了して、そしてそれがなくなつた場合の裏づけとして中央の方でどうしてやるかといふやうなことを言つておつたら、これは補正予算でも組まん限りは国の予算なんか増額もできないのですから、何でも先々へ延びて行く。いづれにしても手を早くお打ちになることが絶対に必要だと思ふ。その点いかがですか。

○国務大臣(大蔵卿) 謹聴いたします。今の第二点の方から申し上げますと、お話の第二点は、これは即刻

やらなければいかぬと思いますから、仰せのごとくいたしますつもりでございます。また現にやっておりますのでございます。ただ私の申し上げましたのは、国家間があるいは地方的に財政の裏づけをしてやらなければどうも弊害が起るおそれがあるように思ふのです。そうすると、委員長の仰せられるのは、言うことをきかぬ警察官がおるかと言われると、ちよつと参りますけれども、

そういふようなこともやつて行かなければならぬ、そういうことを申し上げておるのでございます。それで冒頭に私が申し上げましたように、この委員会では先般来厳肅なる御意見の発表、あるいはこういふ皆さんの御意向の発表がありましたことは、私どもにとりましては百万の味方を得たようなものでございまして、警察だつて決して好んでやつておつたのじやなからうと私は思うのです。経費の不足からやむを得ずそういう弊に陥つたのじやないかと私は想像いたします。それだからして、こういう正しい御意見が出たということは、警察の本然の姿に返る端緒になるという原因になる、これは私は私に當委員会に敬意を表し、感謝をいたしておる次第でございまして、ほんとにこれは言葉通りにどうぞお聞き取りをお願いしたいと思います、警察当局といましては、今度の委員会での御意向が現われましたことは、非常にありがたいことに心得ておる次第であるといふことを重ねて申し上げておきたい次第であります。どうぞ御了承願います。

○秋山長造君　いまのおつしやるように、結局警察の費用が十分でないから、こういうことになるのだというお話なんですけれども、これはこの議論を他

めたら、すべてのことが同じ論法になつてくるので、それじゃ地方財政の問題も解決しないし、それからまた、ましていまの寄付金なんかの問題は、ちつとも解決しません。警察費は結局これは義務的経費の中でも最も義務的経費ですから、政府の方でも地方財政計画を立てになる場合に一番優先的に考えておられるのは、この警察費とそれから災害復旧の關係だと思ふので

す。だから、現にこの間も自治庁の方で話があつたのですが、地方交付税なんかを見る場合に、基準財政需要として警察費は九五%を見ているわけでしょう、政府の方でね。九五%基準財政需要を見ているというのは、これはもう警察費と災害復旧費だけです。一つだけです。あとの経費というものは、皆もつと少くしか見てもらつていないのですよ。だから、そこまで政府の方でもおやりになつてゐる。しかもそれでもまだ足らぬというのなら、これは警察なんかというものはその性質から言つても当然政府において全面的に責任を負うべき性質のものですから、大蔵省と大蔵大臣が十分折衝なさつて一〇〇%でも一二〇%でも見させるようにお話しになる責任があると思ふのです。それを政府全体の意向として九五%というところで決定されたからには、やつぱりそれはその線だけは守っていたら、これでも足らぬのだらう、足らぬところはどうも密付に仰ふのだということは、私はいかぬと思ふ。これはわれわれといえども警察が悪くなれかしとは思つてないので、やつぱりできるだけ公正に、しかも主的に能率的に運営されるということをおわれわれ願ひ誠意から申し上げて

るので、だから経費が足りないから
 そうなるんだという論法は、私はもう
 きれいいさっぱりと捨てていただきたい
 と思う。そうして今の経費で、とにかく
 最少の経費かもしれないけれども、足
 らぬ経費で一つできる限りの能率を上
 げていただいて、そうしてしかも公正
 なる運営を保障していただく、それは
 もうこれをせひやつていただかなきゃ
 いかぬと思う。

○國務大臣(大藏唯男君) 拜聴いたしました。よくわかりました。ただ私が申し上げましたのは、今まで起つてきた弊害はどうして起つてきたかと申すと、もとは経費の不足が知らず知らずのうちにそういうことになったのであらうということをお願いしたのであります。今その考えを持つておるのではありません。じゃございません。それはどうぞ一つ御了承願ひたいと思います。

○小林武治君 私は大藏國務大臣の答へで大体了承いたしますが、この国会中にでも警察庁の措置について御報告下さいませうか。

○國務大臣(大藏唯男君) もう通達なすでに出したのもありますし、準備をいたしております。これは真剣に、警察のためにいいことですものね、やりがたいと思つておる次第でございますから、今までももうすでにかかしておりますが、なお引き續いてこの御趣旨に従ひまして、十分にだしてやつていくつもりでございます。どうぞ御了承を願ひます。

○小林武治君 先ほどからお話にありましたのが、この間の警察庁の答弁と云うのは、われわれとしてはきわめて満ちあつたということをよくおわかりになったと思います。要するに、国

公務員として予算が足りないから増付をもらつてやるんだ、こういう考え方はもう絶対に払拭しなきゃならぬというふうに考えております。足らなければ取る、予算がなければ使わない、これがもう役所の建前であることはよく御承知になつておると思ひます。ただいま秋山委員からお話がありましたように、そういう考え方はぜひやめてもらふべきならぬ。予算でとにかくくまらなつて、この考へ方とばかりい

てもらわなければならぬということをあらためて一つ警告申し上げておきます。それで私どもとしては、今後この問題については措置をとられたのなら、この国会中にまたこの委員会に報告していただきたい、こういうふうに思っております。

○委員長(小笠原二三男君) ただいま小林君のおっしゃった通りで了承せられたと、当委員会として考えてよろしゅうございますか。——ではさよう承しておきます。

○石村幸作君 今のに関連しまして、石井長官にお願いしておきますが、すでに全廃された県が神奈川県、そのほかにもあるかどうか、全廃された県の状況を一括して御報告を願いたい。それは内容は、今までの協力会とか後援会、警察単位のその総合計した予算、それからそれが廃止になった結果、警察本部が県にどういう予算の請求をしたか、それから理事者がそれに對してどういう措置をとったか、県令等でどうなったか、結論として後援会費用等が幾らなくなったのか、それに對して実質的に警察の経費がどのくらいふえたか、そいつを一つお示し願いたい。

○政府委員(石井榮三君) ただいま石村委員のお申し出の件、了承いたしました。適当な機会に書類として作成いたしまして、当委員会に報告させていただきます。

○秋山長造君 今の大蔵大臣の御言明で、とにかくこの国会中にそういう具体的な何か通達を出されるということですが、これはしつこく言つて恐縮ですけれども、私はやっぱりさつき申し上げましたように、これはちやうど今の時期というものは、各団体でもそれから地方自治体、みな市町村なんかにしてもいろいろ事業計画を立てつつあるし、進行中だと思ふのです。だからやっぱりこれは国会中と言わず、一つ警察庁の方でも今御多忙だろうとは思ふけれども、しかし万障を排して至急に一つ具体的な処置を研究されて結論を得られて、この国会中と言わず、これは一日も早く手を打つてもらいたいと思ふ。特に今現に寄付金を募集してたりなんかするような、そういう今寄付金募集が進行しているような所にはとりあえずそれを中止させて、何分の中央の方針の決定を待たせるとか、何かそういうことを一緒に一つ至急にやつてもらいたいと思ふが、いかがですか。

○政府委員(石井榮三君) ただいま秋山委員の御意見まことにござつともでございますので、私もすでにこの問題につきましては、先日の当委員会において貴重な御意見を拝聴いたしましたのに基づきまして、鋭意研究をいたしておりますから、一日もすみやかに第一線の方に通達できるように取り計らいたいと思つております。この会期中のしかまきわめて近い将来にそういう措置をとりたいと、かように考えておりますので、御了承を願いたいと思ふ。なお国会の閉会になりましたあと適当な機会を見まして、全国の警察本部長を集めて会議を持ちたいと思つております。その際にその通達の趣旨をさらに十分徹底して理解せしめるような努力もいたしたい、かように存じておりますので、御了承を願いたいと思ふ。なお目下進行中の寄付を求めているのは派出所、駐在所を作るといふような問題がある場合には、それをチェックするようにしたい、かがかかといふお尋ねであります。また、ことにござつともあります。現に私も、最も最近さういふことを耳にいたしましたので、さつきそれはストップするよう指令をいたした事例もあるでございます。今後におきまして、そういうことをわれわれが耳にいたした場合には、もとよりこれをすみやかに停止せしめる措置をとりたいと存じておりますので、あわせて御了承を願いたいと思ふ。

○委員(小笠原三三男君) それでは本問題につきましては、大蔵国務大臣の御答弁を了いたしましたので、今国会中にその措置をせられた結果を御報告いただくということにいたしました。一応この問題は留保しておきたいと思ふが、御異議ございませんか。

○委員(小笠原三三男君) それでは次に……

○国務大臣(大蔵唯男君) それではありがとうございました。御意見をよく、われわれこころい御聴、御注意をそのまゝ受け取りまして、十分これを警察当局にも伝えまして、違反のない

ようにいたすつもりでございます。重ねてこれを申し上げて御了承を願います。

○委員(小笠原三三男君) 次に、石村委員より古物営業法について質問したいという申し出がございましたので、これを許します。

○石村幸作君 ただいま委員長から紹介があった古物営業法について御質問したいのですが、ちやうど大臣及び長官がおいでですけれども、答弁は中川刑事部長でよろしうございませう。問題は古物営業法の適用を受けております古書籍について……

「伊能繁次郎君発言の許可を求む」
○委員(小笠原三三男君) ちよつと——石村委員の質問を待つていたので、伊能君に願います。

○伊能繁次郎君 実は、せんだつて政府の次官會議において、自動車交通安全に関する認可の問題については、国家公安委員会の意見を聞かなければならないという閣議決定をされたというところが新聞その他に発表されておるわけですが、これはいかなる法律の根拠に基いてそういう次官會議がなされたかといふことを私はお伺いしたい。

○国務大臣(大蔵唯男君) 私存じませんから……

○政府委員(石井榮三君) 路線の認可につきましては、国家公安委員会の意見を聞くのでなく、当該都道府県公安委員会の意見を聞いてきめていただくこと、こういうことを運輸省方面にわれわれの方は要望いたしておるのであります。これはいろいろ交通事故が最近頻発いたしております関係から考えて、路線の認可につきましては警察の交

通取締りの立場から意見を参考に申し上げるのが適當ではないか、こういうことで路線を許可される場合にはその前にあらかじめそれぞれの関係の都道府県公安委員会の意見をお聞き取り願いたい、こういうことをわれわれの方から運輸当局にお願いをしておたのであります。両者の意見が一致いたしましたので、交通事故防止対策要綱の一つにその点を取り上げられておるわけでありませう。

○伊能繁次郎君 まあ両者の意見が一致したかしないかという点は、今日はお尋ねしないことにいたします。私がお伺いしたいのは、そういうことがいかなる法律の根拠に基いてなされたかといふことを伺いたい。意見を伺うといふことの法律的根拠。

○政府委員(石井榮三君) 現行法では道路管理者の意見を聞くというところはきまつております。当然に公安委員会の意見を聞かなければならぬという法的根拠はございません。しかし先ほど私申しました通り、交通事故防止という見地からわれわれ警察交通取締りの任にある者として、いろいろ経験をもつておりますので、その意見を聞いていただくことは運輸当局においても何らかの参考になるのではないかと、そうすることによって交通事故の防止の上に役立つならば効果的ではなからうか、こういう見地からお願いをいたしておるのであります。現行法では御指摘の通り法的根拠はございません。

○伊能繁次郎君 今お話しのように、法律的には道路管理者の意見を聞かなければならないといふことは私も承知しておりますが、今のお話を伺いますと、従来の交通警察の問題、すべての

ことが警察を通してやらなければならぬというふうな形に逆行するということ、それから事故防止その他にいますか、路線の問題については道路管理者が責任を持つてその点の意見を添付して運輸大臣の認可の採否を決定するといふことになっておるので、それ以外に今長官のおっしゃったような必要が具体的にどういふ点にありませうか、お伺いしたい。

○政府委員(石井榮三君) 道路管理者は道路管理上の見地からまさしく十分御検討の上意見を出しになると思ふのであります。私も交通取締りの立場にある者の意見も参考に聞いていただくことが交通安全を期し、事故の防止に役立つのではないかと、いふふうに私も考えておるのであります。道路管理者が交通安全の見地から警察の意見は十分取り入れてお取り計らいいただくならば、特に公安委員会の意見を絶対に聞いていただくかなければならないといふことを強く願ひます。ともいふかと思ひますが、従来も運輸関係者等とはお互いに緊密に連絡をとつてこられた仕事をやって参つておりますので、警察の立場の意見も聞いていただいても参考になる点があるのではないかと、かように考えておる次第であります。

○伊能繁次郎君 その点について、私は地方公安委員会の意見を徴するといふことが、直ちに長官のお答えのように警察の意見を徴するといふことになつてございませう。

○政府委員(石井榮三君) 公安委員会は警察を管理しておる機関でございます

○委員長(小笠原二三男君) 速記を起して。

商の方々の非常な御協力によりまして、ことに強盗とか窃盗とかいう盗犯の防止に非常に協力をいただいておる

と、たたいま石村委員の御指摘になつ
ましたごとく、古書籍業者の方々に
非常に御心配をいただき、御協力を

か、このいろいろな議論に事理的に迫して、大体まあこういう事務的にでききような条文でございまするので、そ

方でございますが、いずれにいたしましても、確認義務の保証でございます。

が、書物に關しまして帳簿記載義務を免除いたしますと、確認はするけれども、その保証がない、こういう結果に相ならうかと思つておりますが、この点は古物業者の方々が多年の御経験と、そういった点について常々そういった帳簿記載の保証がなくとも、それはどうも持つて来たと思われ、場合には知らしていただく、こういう古物業者の方々の犯罪防止及び捜査に対する良心に期待できますので、帳簿にまで書いて確認しなくても、その分に關しましては古物業者の良心に基きまして確認して、これはどうも持つて来た物だといふ場合には警察官に知らしていただく、こういうことが期待できようかと思つて、十七条の帳簿記載義務を免除いたしました、確認の点につきましては、どうもほつらしいと思われ、場合には教えていただく、こういう点をもつと関係業者の方々の良心と常識に基いて御運用願える、こういう角度でいただいた計画を申したのであります。

○石村幸作君　そうすると、帳簿記載の義務は全面的に免除する、そうして法第十六条の確認の問題は業者の道義的協力に待つ、こういうことになる、そう解釈してよろしいですか。

○政府委員(中川重治君)　結局はお説の通りにならうかと思つて、確認の關係はいたしておりますが、その点は帳簿までして保証する必要は認めない、こういうことでございます。

○石村幸作君　そうすると、規則第二條の種目が列挙してあるその十二号に書籍と書いてある、これを削除したところと同じような法的には結果になると解釈してよろしいですか。

○政府委員(中川重治君)　その点は法律的に申しますと、しからずといふことになるのでございますが、その点はいくらざる部面を申しますが、警察が積極的に出す品ぶれの場合は、たれか本を盗まれた者がおつて、その本がこゝうこゝう本であるといふことが警察でわかつて、その品ぶれを警察がみずから出す、こういう場合には書籍を含みますので、そういう点等が二條の十二号を抹殺しない理由になる、こういうことにならうかと思つて。

○石村幸作君　そこがあなたの方のねらいなんだが、私の申し上げた業者の道義的な精神的な協力、それになるだらうと思つて、そこでこの規則を改正する、まだその文案とか何とか具体的な表現はきまつておりませんか。

○政府委員(中川重治君)　規則と申しましたのは、繰り返して申しますが、總理府令の改正でございます。總理府令の改正をいろいろいたしたいが口頭で申し上げましたごとく、文字に表わす作業を現在關係の向きと相談しつつあります、大體趣旨は繰り返して申しますが、美術品類に属しない書籍については、法十七條の帳簿記載について美術品類に属しない書籍がかかるように文字を整理いたしました、そういうふうにいたしました、こゝう思つておるのであります。繰返して申しますが、美術品類に属しない書籍が十七條の記載義務にかからないようにしたい、こういう技術的なことを考えておるわけです。

○石村幸作君　石井警察局長官にお尋ねしますが、今中川刑事部長の御答弁

を長官としても確認されますか。

○政府委員(石井榮三君)　ただいま中川刑事部長の御答弁申し上げましたことを、私も事前に指示を受けまして、おおむねそれでよろうといふことで了解のもとに答弁をいたしておりましたので、御了承願ひます。

○委員長(小笠原三三男君)　それでは田中副長官も御出席になりましたので、伊能君の質問を續けて下さい。

○伊能繁次郎君　さいせん田中副長官がお見えになる前に、先般次官會議の決定が申し合せで、路線事業というさいせんお話があつたんですが、自動車交通事業中路線事業については、國家が地方公安委員會の意見を運輸省において聞かなければならないような次官會議の決定があつた。その点についてはどういふ法律的な根拠でそういうことが決定されたのかといふことをお伺いしたい。

○政府委員(田中榮一君)　私からお答え申し上げます。最近交通事故の発生及びその被害のきわめて大きい点にかんがみまして、もちろん運輸省、警察庁及びその他關係各省におきまして、それぞれ交通事故防止対策につきましている、御苦心のことと存じておるのであります、しかし、このことは単に一省一庁の問題でございませんで、その及ぼすところがいづれも各省各庁に關係する点が非常に多いのでございまして、さうな点から閣議におきまして総合的な交通事故防止の対策會議を設定して、これによつて総合的な行政措置としての対策、防止案を作つてもらいたい、こういう閣議決定がございましたので、さうな根拠から大體において内閣に對策本部を設

けることが妥當であらうといふような考へで、内閣に交通事故防止對策本部といふのを設定いたしました、内閣官房長官がこの本部長になりまして、私が副本部長になりまして、關係各省のその關係の局、部、課長に委員または幹事になつていただきまして、去る五月上旬から七、八回の合會を開催いたしました、ようやく結論を得ましたので、それを次官會議で決定して閣議に報告したわけでありまして、その中に一番問題になりましたのは、この路線の許可または認可に際しまして、公安委員會の意見を聞いて路線の認可、許可をするといふことが警察庁から意見として提案されたのでございまして、これに對しまして運輸省側といひましては、從來東京都内警視庁管下等におきましては、事実上においていわれる危険防止の見地から、危害予防の見地から東京都特別区公安委員會に意見を聞いておる、事実上聞いておるから、こゝうした項目は書くことはこれを削除してもらいたい、こゝういふ意見があつたのでございまして、それに対しては、警察庁側の御意見といたしましては、從來地方におきまして、路線の認可または許可に際して全然、警察の意見がいられないうちに、ときに事故を起したり、あるいは沿道民に非常な迷惑を及ぼしたような実例が間々ある、ぜひこの公安委員會の意見を聞くような措置をとってもらいたい、こゝう非常に強い要求があつたのでございまして、この両者の意見を聞きまして、まあ内閣といたしましては、從來特別区等におきましても事実上運輸省側におきまして公安委員會の意見を聞いておるとするならば、それをこの本部の

要綱の中に入れてもあえて支障はないんじゃないかと、それからまた一面におきまして、道路管理者は道路管理者としての取締りがあり、また運輸省は運輸省としての取締りがございするが、やはり絶えず常に路線を取締りをして、また現実に交通事故の取締りをしておりましては警察でございするもので、従つてその警察側の意見を聞いて免許をするしないうことを決定することは、これはきわめて妥當なことであらうと考へておりました、さうな結論から今回の事故防止の要綱の中に、路線の許可、免許に際しては公安委員會の意見を聞くようにといふ一項を入れたのでございまして、従いまして、この事故防止對策本部のきめました要綱はあくまで官庁同士の話し合ひ、申し合せでございするから、別に法令の根拠のあつたものではございません。運輸省なりそれから警察庁がともに交通事故防止の熱意と努力の結果、こゝうした両者の意見が一致したといふことでございまして、もちろん運輸省側に対しては、いろいろ事務的に多少繁雜な点があり、あるいはわずらわしい点があるかと考へておりますが、この点は一ツ交通事故防止の目的を達成するために御協力を願いたいといふことを、私からも運輸省側にお願ひをいたした次第でございします。

○伊能繁次郎君　交通事故の実態からいふと、私も承知しているところでは、路線事業よりは路線外事業の区域事業の方がはるかにタクシー、ハイヤー、初め交通事故が多いといふことが、交通事故の實績に徴して明らかだ

と思ひますが、なぜ特に路線事業についてそういう御議論が出、またそういうお話し合いになったかという点についてお伺ひしたい。

○政府委員(田中榮一君) 路線外事業におきましても、もちろん交通事故が発生をいたしてありまして、これに對しましてもやはり警察としても当然取締りをいたしてあるのでございします。が、今日までの実例から徴しますると、必ずしも事故は路線外の事業だけでございせんので、やはりいいゆる大きな乗合の路線とか、そういうところにも従来事故がしばしば発生いたしてあるのでございまして、まあこの点は運輸省側におきましても十分に一つ実情をよくごらんを願ひまして、できるだけ一つ警察なり道路管理者なり、また関係方面と十分にお互いに緊密なる協力のもとに、やはり交通事故防止に尽すべきであらうと私は考へておるものであります。

○伊能繁次郎君 役所内部の講釈を私は拝聴しようとは思つていないので、ともかく最近の戦後における官庁の組織というものは何と申しますか、行政上の紛糾、共管、その他をできるだけ簡素化するという意味で、運輸行政、警察行政というものが逐次一本化された。それがまた昔の戦時中のようにすべてのものが警察中心に行われるというところがあるが、逆コースになるといふことを私は一番心配してあるので、その点についてはどう考へておるか。

○政府委員(田中榮一君) ただいまの公安委員会の意見を聞くというところは、私が先ほど申し述べましたごとくは法律の根拠によつてやるとか、拘束力があるというものはございせん。これは官庁同士のお互いの話し合いの上でやることでございしますので、私はたとえ意見を聞きましても、実質的に警察が運輸省の権限内に逸脱する、あるいはその中に入り込むといふことはおそろくなからうと私は考へております。

○伊能繁次郎君 そりすると、今の常識的なお話しを伺つて私は一歩進んで申し上げたい点があるのですが、法律的には道路管理者の意見を聞かなければならないといふことになつており、そのほか内部の部内、内閣の考へ方の部内の措置として、さらに同じ手続を国家公安委員会にふまなきやならぬといふことは、実際問題として非常に大きな手数である、道路管理者の意見といふものが平均どのくらいの期間で出てくるかといふことをおそろく副長官は御存じないだらうと思つて、すが、相当長い期間たない道路管理者、いわゆる知事の、都道府県知事の意見といふものは出てこないわけです。従つてそれが二つ同じような並立の格好になることは、私は事故防止の観点からは別にさいせん申し上げたやうな、日常の警察庁の交通取締りの観点からいろいろやられる向きもあらうと思ひますが、これは一番望ましいことは、道路管理者が意見を付して、法律上意見を付して出すときに地方公安委員会の意見を聞いて、その意見を加味して出すといふことが一番、大部分は同じ役所の中にあるのだし、一番簡明にやれると思つておるのですが、そういうことについてお考へがあつたかどうか、伺ひたい。

○政府委員(田中榮一君) お説のように、実はこの会議の際に、道路管理者の意見を聞かれた場合における答申が非常におそいといふことを運輸省側からも拝聴いたしまして、この点は道路管理者側にも注意を喚起いたしまして、できるだけ迅速に事務を処理するようにお願いをいたした次第でございします。

それからまた、ただいま御意見のよう、道路管理者側が意見を具申する際に警察庁の意見を聞いて、そしてそれを具申するといふ手もあることも私も研究をいたしたのでございします。しかしながら、この警察庁の調査といふことは、場合によりましては現実にいつて調査をいたさなければならぬ場合もございします。道路管理者とは別個にできるだけ迅速に意見を具申する必要があるもので、むしろ道路管理者とは別個に意見を聞いていたいて、それによつてすみやかに具申をするといふことが妥当と考へまして、実は別に公安委員会の意見を聞くといふ措置にとどめた次第でございします。

○伊能繁次郎君 どうもその点私にはわからないのですが、道路管理者は道路の専門家が詳細な調査を行なつて、それで初めて答申が出るので、警察関係には失礼ですが、道路に関する技術者もおられなさい、そういうことについて私は道路管理者以上に警察が適任だといふような感じは、これは意見になりまして、なんであります。感じないのです。従つて事務の手続の簡素化をはかるといふことは官庁として当然なすべきことであり、同時に法律的に何ら要求せられていない義務まで課

するといふことになる点については、できるだけ慎重に、かつ簡便にやるのが私は常識上筋だと思つておるのですが、道路管理者の権限をそれによつて拘束しないとは、お話をではないといふことですが、事実上拘束するようになることも、法律上の権限を拘束するようになることも非常におかしい格好だと思つたので、都道府県知事である道路管理者と地方公安委員会との間にその程度のことは緊密な連絡が同じ庁舎にいてとられるのが当然だと思つたので、そういう点について副長官のお話のような御主張がさらになされるのかどうか。御主張がさらになされると、警察庁長官はまだこの点についての内部的な最終的な事務の打ち合せの段階が済んでいない、こゝろいふお話を伺つたんで、それならば私は単なる行政上の措置であり、法律的な義務を課するのでなければ、そういう道路管理者の権限を事実上拘束しないような適当な措置が地方公安委員会と道路管理者との間にとれて、それが両方の意見として対立した場合に、対立したものととして一元化して、道路管理者が運輸省へ申達をするといふことが一番簡明ではないかと思ひますが、いかがでしようか。

○政府委員(田中榮一君) ただいまの警察庁内部におきましては、もちろん意見はまとまつておるのでございします。ただ運輸省と警察庁との具体的な打ち合せといふものがあるいは未済であつたといふお考へではないかと私は考へておるのでございします。現在のところ警察の意見を聞くところ、道路の良否その他からくるところのいわゆる交通事故発生をいかにして

防止するかといふ危害予防、安全運転、かような点からの警察の意見を聞くのでございまして、また道路管理者の意見を聞くのは別個な立場において意見を聞くわけではございまして、私の考へとしては、むしろ道路管理者が意見を具申するよりも、もっと簡単に警察側において意見を具申できるものと思つております。お説のように意見を聞くことによつて非常に事務が渋滞するであらうといふ御心配はごもっともでございしますが、しかし、警察の今申しましたように意見具申は、危険防止あるいは危害予防といふ観点のみでございします。それ、そういう点からの意見具申でございしますから、私はむしろ簡単に意見具申ができるものと考へております。従つてこれによつて事務に支障をきたすといふようなことはおそろくないと私は確信をいたしております。

○伊能繁次郎君 どうもお話の筋がわからないうのですが、道路の良否を警察が判定するんですか。

○政府委員(田中榮一君) 道路の良否を判定するんではなくて、道路の良否からくるところの事故発生状況がどうであるかといふことを判定するわけ

でございします。

○伊能繁次郎君 道路の良否を判定する、さいせんの連記録にはさうお答へになつておると思ひますが、今のお話で御訂正になつたものを基礎にして私はお尋ねしますが、道路の良否を基礎とするといふことになると、危険防止の観点から道路の良否自体についても判定力がなくならぬと思つたのですが、いかがでございましょうか。

七

○政府委員(田中榮一君) 警察は従来交通事故発生防止に対して相当努力をいたしておりますので、いわゆる道路管理者の言ういわゆる技術的な専門的な道路の良否を判定するということ、あるいは警察官としてはできないかも知存じませんが、ただ警察の事故防止、危害予防という見地からするとこの道路の良否を判定することは、これは私は警察におかれましてはそれぞれ技術官もできるのではないかと考えております。

○伊能繁次郎君 大へんどうもおこたわりになっておられるようですが、それほどおこたわりになるならば、なぜ法律的措置をとらないかということについてお伺いしたい。

○政府委員(田中榮一君) 警察側におきましては強くこれを立法化することを私どもに要望いたしましたのでございます。しかしながら、法律化することについてにつきましては、いろいろ時間のかかる問題でもあるし、またこれを法制化することにつきましてはいろいろ問題もありまして、とりあえず行政措置としてまあ何と申しますか、拙速主義と申しますか、直前の事故をいかにして防止するかという意味から、その法制化することを避けまして、一応官庁間の申し合せ、いわゆる行政措置としてこのようにことを一応申し合せした次第でございます。

○伊能繁次郎君 私はそういう申し合せがいたすうちに行政を複雑化ならしめ、各省内の権限争議の原因となり、しかもその内容については事故が一番多い東京等においては、路線事業よりは区域事業の方がはるかに事故が多い

のです。これは統計をおとりになつてみればすぐわかる。それらの点についてそういうようなまことに何と申しますか、いたすうちに行政事務を複雑ならしめるような措置をとられることについては理解ができない。従つてこの問題について今お話しのような御意見であるならば、当然法制的措置をとらるべきものであると私は感じております。従つてお答えでは了承したい。

○深川タマエ君 交通事故に關係なさつた質問が出ていますのでございすが、私もこれに關係いたしまして、今日東京で円タク運転手の数は大体どのくらいおられるのございしますか。わか

なければいけないのございします。○委員長(小笠原三三男君) 連記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小笠原三三男君) 連記を起して。それではただいままでの伊能君の質疑せられました問題は重要な点も含んでおりますので、日をあらためて關係各省を、責任者と呼んで十分質疑を尽し、妥協な結論を得たいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小笠原三三男君) さよういたすことにいたしました。一応本問題は留保いたしておきます。

○深川タマエ君 円タクの運転手は私たちが横から拝見いたしておりますと、ひどく神経を使う仕事でございするの、労働基準法の八時間でも重過ると思うほどです。でございするの、現状は何だか労働基準法とは縁もゆかりもないような昼夜交代、実働は十八時間何か知りませんけれども、とにかくひどく過重でございしまし

て、日本の青年の生命を削りつつあると思つて非常に平素の毒に思つております。これに對しましてあなた様方は何と考へておられますか。

○政府委員(石井榮三君) 先ほど路線の問題から交通事故防止対策のお話が非常に展開いたしました。従つて、交通事故防止対策本部を設けまして、政府におきまして關係各省の者が集まりまして研究をいたしたゆゑんのものも、今深川委員のお尋ねのありましたような問題も含めて、広く交通事故防止するに幾多の施策を講じなければいかぬのじゃないかという観点から、關係各省の者が集まりまして協議をいたしたわけでありまして。その中に一つの大きな問題として取り上げられておりますのが、ただいま御指摘の運輸關係の仕事、従事者の労働条件の向上、運輸事業の適正化、こういうことものを考へなければ、先ほどのお話しのとおり、運輸者の過激な労働のために疲労からくる事故というものがあつて多いという統計上の数字等から見まして、この問題が一つの大きな根本問題である、かように考へまして、關係省におきまして、その問題をとり上げまして、検討いたすことに相なつておるのであります。私もその専門でございせんから、今御期待に沿うような詳細なお答えはできませんけれども、先ほど申しました通り、交通事故防止対策本部を内閣に設けましたゆゑんのものも、その問題をこの機会に解決して交通事故の防止をはかる、こういうことに出来たとしておるのであります。關係省におきまして鋭意研究の結果、適切な施策が講ぜられるものと期待をいたしております。

○深川タマエ君 幾多の施策をなさいますこともけつこうでございしますし、検討あそばされることもけつこうでございします。しかも専門家でないとおつしやいますと、あなた様方に質問いたしますのは酷かもしれせんけれども、仕方がございせんから、今おわかりになる範囲でお答え下さい。円タク運転手はあれほど過重労働をしなければならぬ原因がどこにありと皆さんが考へ、あるいは営業主が主張するのでしやうか。

○政府委員(石井榮三君) 同種業者が非常に数が多い、競争が非常に激しいといふことが一つの大きな原因ではなからうかと思つております。また賃金といふたようなものも一つの關係する問題ではなからうかと思つております。

○深川タマエ君 自由競争のために賃金を安くしなくちゃならない、従つて円タクの運転手をなるべく交代の回数を少くして、そこで埋め合せをつけておくといふことに何つたのでございすけれども、やはり労働者の健康を保持するといふことは大事なことでございします。こんなことはいつまでも放任できません。放任できないからこれを検討されるのでございします。けれども、確かにおそきに失します。そこで業者の数が多過ぎまして、競争が激し過ぎるということになりますと、あの人たちの間では協定値段というものを作つておられるのですね。協定組織になつておられるのですから、そんなに困らないように大体価格協定をなさるはずなんです。業者同士の間で。そこがうまくできないのですか。

○政府委員(石井榮三君) これも私ども

の専門外のことなので、はなはだ當を得たお答えができないのを遺憾に存じます。賃金は認可賃金ということになつております。運輸省の方で認可するということになつておられるように私も承知をいたしております。適正な賃金を運輸省の方から認可していただくといふことに業者の方からお取り計らいに相なつてしるべきものと考えております。

○深川タマエ君 運輸省の方で適當なる賃金を認可されているとのことであれば、ますます責任重大です。業者たちがここにまかせきりでないのです。官庁がここに関与しておられるということになると、現状に放置されておられるということは非常に手落ちであつたと思ひますが、この問題は専門家でないとおつしやるあなた様をここで責めても酷です。から、いづれ機会をあらためまして、根本的にこの問題はいたしませんと大へんだと思ひますので、質問はこのくらいにいたしておきます。

〔議事進行と呼ぶ者あり〕

○安井謙君 深川委員の御質問は非常に重大な問題で、広範な問題を含んでおりますので、今警察局長官一人のところでやつてもなかなか解決はつかんと思ひます。これは重大な問題でありますから、あらためて一つ關係当局を呼んだ上で御質問をやつていただくように取り計らつていただきたいと思います。なお、今日の日程には相當議案や法律の審議があると思ひます。これは与党であるおたくの議員から出された法律案もあると思ひますので、この委員会の運営をなるべく順調にやつていただいたらどうかと思ひます。

○政府委員(石井榮三君) これも私ども

○深川タマエ君 それでは、専門家でないと、御説通かもしれませんが、おっしゃるのですから、別に一つ専門家をおそろえ下さいまして、この問題を根本的に審議できますような機会をお与え下さいように委員長にお願ひいたします。

○委員長(小笠原二三男君) 承知しました。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小笠原二三男君) 速記をつけて。

次に風俗営業取締法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本件について、まず提案者より説明を聴取いたします。

○衆議院議員(眞鍋徳十君) 眞鍋徳十でございます。プリントがちよつと間に合いませんので……

ただいま提案せられました風俗営業取締法の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。昭和二十三年法律第二百二十二号をもって制定されました風俗営業取締法は、その第一条第一号の待合、料理屋、カフェ、第二号のキャバレー、ダンスホール、第三号の第三号に玉突場、マージャン屋、パチンコ屋、その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業を取締りの対象としておるものであります。このうち玉突場を本法の適用範囲から除外しうとするものでございます。最初都道府県条例に遊技場取締規則というものがございまして、囲碁、将棋、射的、大弓、釣堀、貸舟児童遊園、ピンポン、スケート、玉突場などいづれもこの条例のワケ内で各種の制限を付して取り締まっていたものでございました。

が、後これが廃止となり、一たん開放されたのでありますが、あらためてまた昭和二十三年七月風俗営業取締法が制定され、その際待合、料理店、カフェ、キャバレー、ダンスホール、マージャン、その第三号で客に射幸心をそそるおそれのあるものとしてマージャン屋、玉突場、あとで加わったパチンコ屋とあわせてこれが取締りの対象となつてしまつたのでございます。しかるに玉突場は世間周知の通り純然たる物理学を応用する高尚な室内スポーツでございまして、何ら偶然の勝負を争うものではないでございせん。その点で第三号の中の他の二つ、すなわちマージャン、パチンコとは全然その趣きを異にするものでございまして、当然風俗営業取締法の対象から除外せらるべきものであるというのが提案の主旨でございます。

このように撞球は物理学を応用する科学的競技でありますので、入射角、反射角等による精密な測定、物体移動の慣性などの研究結果によつてのみ進歩上達する競技であり、そこにスナップにせよ、ショットにせよ、日本人の体質の上からみた適応性や優越性が認められるものでございまして、各種の国際スポーツのうち、将来これが覇權を掌握し、かつ維持し得るものは撞球以外にはないといふ言われておるわけでありまして、従つて今日までしばしば行われた公式の世界選手権大会に各選手が出場いたしまして、優秀の成績を示し、撞球を通して国民外交の果をあげた例は一再にとどまらぬのでございまして、かような意味合いからして、今日までこれが風俗営業取締法の対象とされてきたことは、きわめて不可解かつ不合理なこととございまして、ピンポン、スケートと同様スポーツとしての取扱ひを受けることは当然だと存するものでございまして。思うに現在行われている玉突場の種類には四つ玉、三つ玉、ボックライン、スリークッション、ボケット等を四尺と八尺の京都台、四尺五寸と九尺の普通台、五尺と十尺の太台等を用いて時間制をもつて使用料を徴するもので、この点に關しては従来多少世間の誤解を招くような敗者負担の極端なものがあったかもしれませんが、ただいまでは愛好者の品位の向上と業者の自衛が相俟つてすべてが競技本位となり、賞品を贈与したり、あるいは射幸心をそそるおそれのある行為をすることが一切改められた状態にあり、もし万一にも取締り当局が一気に野放しにしては心配であると言われれば、同号末段の「その他」の場合としても取り締まるし、また賭博類似行為とあれば、刑法の適用範囲に移されるわけで、決して心配なことではないと存じます。もとより業者自身もこの点に留意いたしまして、本法改正の曉は全国撞球組合連合協議会の組織を拡大強化して、国際スポーツとしての矜持の上に立つて、日本撞球界の向上発展に努むることを全国大会において誓つております。決して御迷惑はかけさせないつもりであります。

以上のような次第でございまして、何とぞ御審議の上御賛同をたまわりますよう、お願い申し上げます。

○委員長(小笠原二三男君) これより質疑に入ります。御質疑のおありの方は御発言願ひします。

○西郷吉之助君 警察当局に伺います

が、風俗営業取締法の対象にこの玉突場を入れた理由。

○政府委員(中川重治君) お答え申し上げます。現行の風俗営業取締法第一号第三号に玉突場というものが明記してあるわけにございまして、その立法の理由といふことにならうかと思ひますが、これは沿革上の理由等もございまして、従来玉突場におきまして、いろいろ勝負が争われたことによつて風俗を乱すような状態等もありましたので、当時の立法として玉突場を射幸心をそそるおそれのある事業の例として明記した、こういうふうなわけにわれわれは理解しております。

○伊能芳雄君 ただいま提案者から玉突場がそういう射幸心をそそるような危険があれば、第一条第三号の「その他設備を設けて客に射幸心をそそる虞のある遊技をさせる営業」、これを指すのですか。

○衆議院議員(眞鍋徳十君) はい、その中で玉突場だけを除外したというわけでありまして。

○伊能芳雄君 そうじゃなく、これを除いても末項の「その他」というところを取締めるし、及び刑法犯で取締れるからということを言いましたから、その末項の「その他」というのは第一条第三号の「その他」云々というところを指しているわけですか。

○衆議院議員(眞鍋徳十君) さようでございまして。

○伊能芳雄君 しかし、それは実に器用な話で、そんなことが一体警察の取締りでできますかね。いろいろ許可したりなんかするときに、初めから射幸心をそそるおそれがあるというので、ある特定の玉突場については第一条の

三号で取締るということではできませんかどうですか、警察当局の方では。

○政府委員(中川重治君) これはこういうことであらうと思ひます。これは現行法は玉突場という実体を備えておれば、その競技方法、賞品方法のいかんにかかわらず、別言すれば全く賞品なども一つも出さない。ところが玉突場の使用料だけ出し、一回で百円使用料をもらふということも現行法は当てはまる。ただいま御提案のあらわれました内容は、そういう玉突場の形態だけを押さえるということをやめて、玉突場営業の実態がたとえ賞品が出まして、勝つた者はどつさり賞品を持つて帰る、取けた者は何も賞品をもらわぬで帰るということになりますと、射幸心をそそるような形態になつてくる、それでただいまの伊能委員の御質問は一つの営業でございまして、公開放された営業でございまして、賞品制度を持つたか持たぬかというところは営業形態で、通常の場合は不特定多数の者に對して掲げられますので、そういう営業は末段の「その他設備を設けて」云々に該当する。単に使用料を設けてスポーツとしてやる場合には玉突場であつても改正案が仮に成立した場合に對象にならない、しかし技術的な取締りができないわけではない、こう思うわけでありまして。

○伊能芳雄君 今のお言葉は行為を取締ることはできるかもしれないが、業態自身を初め玉突場として普通の料金をとるようにならぬでございまして、これは別にいかまわぬでございまして、これを除けばもうこの対象ではなくなるわけですか。それが今あなたのいうよりなこ

とをかりに始めたら、一体何で取締りますか。

○政府委員(中川重治君) 御質問の趣旨は、ただいま衆議院から送付された法律案成立後の取締り状況の話だと思いますが、成立いたしました場合は、玉突場をやりまして、使用料だけでやっている、使用料だけの制度の玉突場はわれわれは問題にしない、ところが店頭に掲示いたしました賞品などを、勝った場合はこの賞品だ、一等は酒一本、二等は菓子だ、こういうふうな揭示方法の実態を持ったものができると、これは許可をもらわなければいけない、こういうことになりうかと思ひます。それはそれ以外にもあり得るもので、現行法では現在玉突きは事のかんにかかわらずこれの対象になりま

すので、たとえばすでに新聞でも御案内かと思ひますが、スマートボールというのは例示の中に入っていない、だんだん技術が進歩しましてスマートボールといふものができまして、スマートボールがやはり出してきて、こういうことはまさしく設備を設けて射幸心をそその行為でございますので、許可の対象にしている、こういうことになろうかと思ひますので、成立後に取締りが退消するといふことはないと思ひます。こういうことは言えようと思ひます。現在玉突場であれば、それは十分に許可の対象になることは非常に明瞭である。今度は業態の経営計画といふものを見て、これは当てはまる、当てはまらない、こういうことになるから、その点はその意味においては困難であらうと思ひますけれども、何といつても営業でありますので、不特定多数のお客さんがありますので、そのお

客さんに知らすために店頭に掲示するという行為もございしますので、その点は比較的わかりやすい、こういうことが言えようかと思ひます。

○伊能芳雄君 そうすると、玉突きをこれからはずした場合には、普通の玉突きは自由に営業できるわけですが、ところがある玉突場が一等にはどういふ賞品をやる、二等にはどういふ賞品をやる、二等に始まる、お前の方はこの条項に触れるから一定の手続をして許可をとれといふことを初めてそのときに言うわけですが、そのときに初めて警察の取締り対象に入れる、こういうことですか。

○政府委員(中川重治君) 実際問題としては伊能委員の御指摘の通りになろうかと思ひますが、それをそのつど言うのは非常に関係者に迷惑をかける、といふ場合におきましては、賞品制度を用いた業態は許可を受けてもらわなければ困りますよといふことを一般的に言うのも一つの方法だと思ひます。

○石村幸作君 関連して、今の伊能君の質問と中川さんの答弁を聞くと、これは玉突きだろうが今言った何とかボールだろうが、その種類によるのじゃないでしよう。その行為が射幸心をそそのやうな、つまり賭博に關するやうなことをしたそのことを取締るのじゃないのですか。だから、もしもこれが成立した際には玉突きのようなものも許可なしで勝手にできる。そこで今言った違反行為をやる、その場合にどういふ玉突場は許可を得なければならぬといふことは私はあり得ないと思ひます。玉突場というのは許可なしででき

るのだから、どうですか。ただ取締ることは玉突場を取締るのじゃなくて、賭博とか特別な賞品を出すとかそのことを取締る、そのことを罰する、そういうことじゃないのですか。

○政府委員(中川重治君) これはお手元に法令集を持たれないからそういふ御疑問が起るのだと思ひますが、現行風俗営業法の対象になりますのは営業なんですよ。営業であります。が、現行法によれば玉突場という施設を設けておれば、どういふ営業形態であらうと取締りの対象になるというのが現行法でございます。衆議院御送付の法律案によれば、「玉突場」という三字がなくなりまして、玉突場といふ施設を設けただけでは対象にならな

い。ところが、たとえばスマートボールといふ施設を設けて賞品などを出して客の射幸心をそその営業をするものは対象になると同時に、玉突きといふ施設を設けて客の射幸心をそそのおそれのあるやうな遊技だとか、賞品などのやういふ営業形態になりますと、ただいま提案者から御説明がありましたやうに、そういうた営業形態は取締りの対象になる途もあるもので、こういうのがその趣旨であらうと私は拝承しておつたのであります。

○安井謙君 提案者に伺ひますが、いまのやうな警察庁の御説明の通り、賞品を出すとか、あるいはそういうた射幸心をそその行為のある営業について、十分取締つてもらつてもいいといふことははつきりしているわけですか。

○衆議院議員(眞鍋儀十君) この案を提出いたします前にいろいろと研究もしてみたのでございますが、風俗営業

の中に入つておりません、つまり前の条例にはございしましたが、あとでははずされております開港にしましては将棋でございまして、射幸心をそそのおそれのあるやうな場合には「その他」で引つかけられて、詰め将棋、詰め碁はやはり取締りの対象になつて来てしまつておりますので、私もどなたもいたし、大方そういうお取締りを受けるのじゃないかと想像いたしまして、驚愕をきめておりますわけでございます。しかし、できればこれだけの国際スポーツとなりました玉突きにつきましては、きれいなさっぱりはしないでただけですれば、というのが本心でございしますが、御不安の点がございすれば、私もどなたも自衛いたしすけれども、暫定的にでもこういう面を補いをつけて安心をしていただければ、と、こう考へておりますやうな次第で、それで、もしはざすといふことがお願ひできますれば、まず、私もどなたも第一の利益は、三カ月ごとに営業の権利が切れてしまふものを、今度は継続した営業の権利となりますやうないろいろの面で利益が出て参りますわけでございます。

○安井謙君 そうすると、玉突き営業自体にはそういうた射幸心を伴ふやうな業態は本来としてはなからしめるといふのが提案者の真意でございしますか。

○衆議院議員(眞鍋儀十君) さうでございします。

○伊能芳雄君 そこで警察当局に伺ひますが、この一条三号の末段の「その他」で現在取締つておるのは相当あります。その調査が何かありませんか。これで取締りをやつておるのはど

ういふものをやつておるのか。

○政府委員(中川重治君) これは「その他」といふのは、種類は百ぐらいあると思うのですが、私の記憶だけで申し上げても、たとえば今眞鍋議員から御指摘のありましたやうに、碁、将棋という施設を設けて、それで基に勝つた賞品がもらえたりといふやうなもの、碁も入る、しかし普通に私もどなたも伺ひますけれども、部屋料だけ払つてそれから碁を打つといふやつは入らない、それからスマートボールで全く器械だけを遊んで喜んでおるといふのは入らないけれども、そこへ賞品が出て、うまいことをやつたら賞品がもらえるといふのは入る。スマートボール、碁、将棋、そういうた種類のものが百ぐらいあらうと思ひます。

○伊能芳雄君 そうすると「その他」これに入るといふ判定は一体たれがするのですか。

○政府委員(中川重治君) 判定は、そういう器具そのものを判定する必要はあまりないのであります。器具を用いて賞品などを出す行為をするといふことが射幸心をそそのかどうかといふことの判定でございしますが、第一には、公安委員会の判定に従つて、警察がもちろん補佐いたしますが、行います。それに公安委員会の許可を受けずしてそういうものをやつておるものがありますれば、刑事手続に移りますから裁判所に参ります。これは一般通常の例でございします。たとえば私の知つておるものを申し上げますが、わいせつ文書は、何がわいせつ文書であるかといふ事柄は、まず第一に、健全な常識に基いて調査官が判定する、その調査官は健全な常識に基かなければい

けませんけれども、それは刑事手続が進むに従って、最後には裁判所が判定になる、こういうことと、一般の例と同様でございます。

○伊能芳雄君 この問題について、包括的に解釈を一致するような通牒が何京都府県に出しておりますか。またさつき言った公安委員会というのは、都道府県公安委員会であるか、国家公安委員会であるか、伺いたい。

○政府委員(中川重治君) まず後段からお答えいたします。風俗営業法の公安委員会は都道府県公安委員会でございます。それで解釈上の疑義でございますが、これは最終的には、当該公安委員会がきめるのでございますけれども、お互いできることなら同様の解釈をすることが正しいという点は、その法令の運用と同様でございます。その点は国家公安委員会と連絡を密接に――その事務局である警察庁が密接な連絡に努めておりますので、疑義が生じた場合は、実際の説明を聞く、当該県から伺い、こう解釈すべきものかと思いがいがであらうと、警察庁に電話、文書等でやって参ります。私どもの方でも十分他府県の状況等を勘案して研究いたしますが、さらに自信がつかない場合におきましては、内閣法制局等々と打ち合せをいたしまして、これは積極的に解し、これは消極的に解すると、こういう点は他の法律の解釈と同様に、そういう同様に基に解答に基いてそれぞれ措置する場合があり得るのでございます。他の法令についても同様でございます。

○伊能芳雄君 そうすると、別に包括的に抽象的な言葉を使つて通牒は出しておらないが、個々具体的な問題を都道府県公安委員会では「その他」で扱うべきものかという点を手続してくる――国家公安委員会でするんですか、それとも都道府県公安委員会がそれを最後の決定をして、お前の方では風俗営業取締法によって取り締まるというところを言つてやるのですか、どちらですか。

○政府委員(中川重治君) これはきわめて法的に申しますと、風俗営業の許可をいたしますのは都道府県公安委員会でございます。都道府県公安委員会が少くとも行政処分としては有権者だと思ひます。ところがすべての都道府県公安委員会がおおむねいろいろ自分の判断をするについては、隣の県の場合も参考にしたい、それからできれば全国的に類似の問題は同様で処理した方が公正化するという点から、いろいろ連絡を密にし、さらには中央の法律解釈関係機関、政府の法制の研究機関、内閣法制局等とも密接に協力をいたしまして、適正な法律執行をいたしたいという意欲は、私は、各委員会ともお持ちでございますので、それらに伴ういろいろな処分が行われておりますが、私どもは、国家公安委員会は、都道府県公安委員会と連絡を密にして、連絡調整をはかる責任もございまして、そういう連絡を密接にこつていて、こういう点は申し上げていいかと思ひます。

○伊能芳雄君 そうすると、第一条第三号の「その他」以下のものに該当するかいなかということは、都道府県公安委員会が最終的な決定権を持つていて、こういうことに承知していいのですか。

○政府委員(中川重治君) その通りでございます。

○伊能芳雄君 そこで今度は、提案者を前にしてあなた方は言にくいけれども、公序良俗に反し、あるいは射幸心をそとるといふような心配はないかと思ひますか。警察当局の率直な御意見を伺ひたい。

○政府委員(中川重治君) これはこういうことだと思ひます。たとえば賞品などの出る場合は、射幸心をそとるといふ例に当りますが、そういう賞品などをしないという場合におきましては、これがはげしめられるところの効果は、場所の制限、時間の制限、これがなくなるという効果を持つわけでありませう。その点につきましては、われわれといたしましては、場所をどこに設けていいかどうかという点については、いささか疑義を持つ、踏み切りがつかないというのがほんとうの姿でございます。ところが、いろいろ関係業者の方でそういった心配がないようにする、いたずらに夜おそくまでやるというふうなことは、お互いの国民の生活上好ましくないというところは関係業者もよく御理解になつていて、そういうお話の趣きでございますので、それを期待すれば、そうさしたる支障もなからうかと、こう思ひのが本心でございます。

○伊能芳雄君 今までの取締りから見ても、昔は正直なところかなり賭博があつたのであります。これはかけ玉突きがいふんあつたのです。近ごろは業者から聞くと、非常によくなつて、ういうことはないというのですが、警察当局ではそういう統計というのか、統計はかなりむずかしいでしょうが、風俗営業、ことに玉突きで賭博があつたというふうな、こういう特別書き出した統計というものは得られないかどうかという点、もう一つは、今の時間の問題で、近所であつたのはやはりうるさいというふうな問題がマージャンなどにもあるのかもしれませんが、かなり人家が近くにある下町地帯におきましては、その玉でも必ずしもうるさくないとも言えないという人もあるかもしれない。そこで、この機会に、いつまでもおそくまでやるということが起るといふような、そういう心配されるような、今まで違反行為があつたら、その統計は別に書き出すわけにはいきませんか。

○政府委員(中川重治君) これは私も、常々法律を執行しておりますもの、いつも気にしてございまして、この統計という点の古い関係が詳細に判明しないのでございまして、私も、こういう点を研究するために、昭和二十九年一月一日から昭和三十年三月末日まで一年三カ月――十五カ月間になると思ひますが、十五カ月間の間に、玉突き関係者の方で法令違反が百五十七件、それから行政処分を受けられたのが四件、こういう統計の状況でございます。それがずっと昔の状態との比較を、資料があれば非常に御参考にならうかと思ひますが、重要なことだと思ひますが、その間の統計がびたつと正確にないのでございまして、大体、玉突き業者は他の兼業も若干ございまして、他のパチンコ屋その他と兼業してない例がむしろ多いんじゃないか、こういうふうになつては理解していいのでございませう。

○政府委員(中川重治君) この兼業の兼業関係の御質問でございますが、重要なことだと思ひますが、その間の統計がびたつと正確にないのでございまして、大体、玉突き業者は他の兼業も若干ございまして、他のパチンコ屋その他と兼業してない例がむしろ多いんじゃないか、こういうふうになつては理解していいのでございませう。

○秋山長造君 刑事部長の今の、以前に比べて減つておるといふ理由は、以前にはパチンコ屋なんかはあまりなかつたのでこれに集中してゐた。戦後はパチンコが非常にふえて、こちらの方へ吸収されて、こちらの方はどつちかというところになつてきた、手薄になる、そこで、従つて違反なんかも少くなつた、こういうふうに理解していいんですか。

○政府委員(中川重治君) 違反が少くなつた原因は、すべての違反が同様である、ごく多元的ですから、一元的にこれだけというわけにはいかぬかもしれない。けれども、秋山委員の言われることも一つの理由であらうとわれわれは思ひます。

○秋山長造君 独立した玉突き場として、玉突きだけやってゐるところが、一番多いだろと思ひますが、パチンコとか、その他の娯楽施設と一緒に抱き合せてやつてゐるようなところも相当あるのじゃないかと思ひますが、大体、全体の何割くらい他の娯楽施設と抱き合せてやつてゐるところがございませうか。

○政府委員(中川重治君) この娯楽の兼業関係の御質問でございますが、重要なことだと思ひますが、その間の統計がびたつと正確にないのでございまして、大体、玉突き業者は他の兼業も若干ございまして、他のパチンコ屋その他と兼業してない例がむしろ多いんじゃないか、こういうふうになつては理解していいのでございませう。

○伊能芳雄君 今までの取締りから見ても、昔は正直なところかなり賭博があつたのであります。これはかけ玉突きがいふんあつたのです。近ごろは業者から聞くと、非常によくなつて、ういうことはないというのですが、警察当局ではそういう統計というのか、統計はかなりむずかしいでしょうが、風俗営業、ことに玉突きで賭博があつたというふうな、こういう特別書き出した統計というものは得られないかどうかという点、もう一つは、今の時間の問題で、近所であつたのはやはりうるさいというふうな問題がマージャンなどにもあるのかもしれませんが、かなり人家が近くにある下町地帯におきましては、その玉でも必ずしもうるさくないとも言えないという人もあるかもしれない。そこで、この機会に、いつまでもおそくまでやるということが起るといふような、そういう心配されるような、今まで違反行為があつたら、その統計は別に書き出すわけにはいきませんか。

○政府委員(中川重治君) これは私も、常々法律を執行しておりますもの、いつも気にしてございまして、この統計という点の古い関係が詳細に判明しないのでございまして、私も、こういう点を研究するために、昭和二十九年一月一日から昭和三十年三月末日まで一年三カ月――十五カ月間になると思ひますが、十五カ月間の間に、玉突き関係者の方で法令違反が百五十七件、それから行政処分を受けられたのが四件、こういう統計の状況でございます。それがずっと昔の状態との比較を、資料があれば非常に御参考にならうかと思ひますが、重要なことだと思ひますが、その間の統計がびたつと正確にないのでございまして、大体、玉突き業者は他の兼業も若干ございまして、他のパチンコ屋その他と兼業してない例がむしろ多いんじゃないか、こういうふうになつては理解していいのでございませう。

○秋山長造君 その兼業が少いとおっしゃるけれども、少いでも少いようがあるのですけれども、たとえば、これを玉突場をこの通りはすしたとして、その兼業なんかでも入る、そうすると、同じように、同じ屋根の下で並べてやっておつて、この玉突き以外のマージャンやパチンコなんというものは依然として風俗営業取締法の取重な取締りを受ける。それから片つ方は受けけないというふうなこともできてるわけですね。そういう場合と、それからもう純然たる玉突き一本で、先ほど提案者のおっしゃったような、きわめて、どちらかといえば健全娯楽だといふような色彩が強い玉突場との間には、やはり若干の取扱いの上で区別をつけてみていいんじゃないかというように思ふのですがね。そういうことが現実的にできるかどうかは、この間、いろいろとも考えなければいけない。そういう面は警察の方から考えられた場合に、どうお考えになりますか、その点。

○政府委員(中川重治君) 秋山委員の御意見もことにもつとも思ふのですが、これはわれわれ法律を執行している技術者といつたしまして、いつも考える点でございますが、そういう兼業の場合には、理屈になつて恐縮ですけれども、たとえばマージャン屋と兼業してると、マージャン屋を営業しているものについては許可制度と、そこに兼業された玉突きであつて、その玉突きについては全然健全スポーツとして場所を提供して施設を用いるだけだと、こういうものにつきましては、許可の対象にならない、こういうふうに厳然と頭を整理して処置すると、こういうふう

うに理屈に基いてやるべきだと思ひますが、實際問題といつたしましては、そういう兼業のような場合の多くが貨品が出てゐる場合が多いので取り締まる。私が今申しましたような基盤で、両方とも対象になる。専業でやってゐるものについては、おおむね貨品などを出さないで、全く物理学の技術を利用してやってゐる場合が多かろうと思ひますので、先ほど私が理屈に申し上げました觀念に基いて事を処理いたしたいと思ひますけれども、その適用の結果は、おおむね専業者の方には貨品など出ない例が多い。兼業の場合には比較的そういう例が、そういうふうに適用になる場合があるだらう、こういうことが概括的に言へようかと思ひます。

○森下政一君 私不案内なんで一つ教えてもらいたいのですが、現在の取締りによると、場所と時間の制限を受ける玉突場というものははずれると場所と時間の制限を受けなくなるというところですが、現状ではどういふ制限を受けておるのですか。

○政府委員(中川重治君) これはちよつと法律に基いてお答えいたしますが、営業時間、営業の構造設備等について、都道府県は条例に基いて制限することができるとなるわけでありまして、この風俗営業の営業につきましては、それで各府県条例を設けて、それぞれ条例を作つておるわけでございますが、条例の多くは、たとえば学校から三百メートルの地域においては風俗営業の営業を許可してはならない、それから夜十一時をこえて営業を認めない、こういう条例を作つてゐるのが大部分でございます。

○森下政一君 そうすると、つまり中心になるのは学校ですか。今考えられておるのは、学校から何メートル離れなければならぬとか、そういうた教育施設だけですか。

○政府委員(中川重治君) これは条例で定めますので、若干府県によつて差異はございますが、一番該當の多い例を申しますと、学校から何メートル、病院から何メートル、ところによりましては、官公施設から何メートルというのをとつてゐる例もございまして、一番該當の多いのは、繰り返しますが、学校、病院、病院が多うございまして、

○秋山長造君 そうすると、学校、病院から何メートルという制限を今受けているのが、これを抜けばその制限がなくなるわけですね。それで業者の白黒に待つということになるわけですね。で、ここで、しいて取り越し苦労をすれば、たとえば、今ここに書いてあるように、全国撞球組合連合協議会というふうな全国組織がある。こういう組織はやつぱり風俗営業なら風俗営業といふ一つのワケにはめられたという点で、利害關係が大体共通しているから、全国的な組織といふものが成り立つて運営されてきたんだらうと思ふ。ところが、玉突きに關する限り、そういう一定のワケといふものがなくなるわけですね。そうするとやつぱり、現在どの程度強い組織が私よく存じないのですけれども、かなりこの全国的な組織のワケといふものは弱められていく、ばらばらになるのじゃないかと思ふのですよ。そうすると組合の方で自衛をするといふことを、この席で非常に責任を持つたお話ができておるけれども、しかし、實際問題として

では、組合としてそこまでの責任を全国末端まで徹底してかつて出られるといふことが一体できるのかできないのか、組合の方でまたそういうことまで一人々々に対して強制できるほど強い何か規律でもあるのかどうか、その点ちよつと提案者にお尋ねしてみたいと思ひます。

○衆議院議員(眞鍋儀十君) 現在のところ、全員組合に参加いたしておるといふわけには参らぬのでございまして、たとえば、名古屋のときは、九九%までは組合に入つておりますといふところもございまして、さらにこれから強化していこうとしておるので、將來の実績を見ていただかなければわからぬと思ひますけれども、もとよりこの開放をされるということになりませば、十一時の営業時間なども重要な都市におきましては嚴禁防止法などもございまして、こういうものに準拠いたしまして自衛をしていこうといふようなこととか、あるいは今病院の付近に出願をいたすような場合には、組合の規律をもつてこれを制止する、そうするとその制止がえんじないような者には、ラシヤの配給とかあるいは器具の販売を断るとか、おのおのこの全国連合協議会の内部の機構をもつて実績を上げていくと、こういう事前でおりますわけでありまして。

○秋山長造君 今のお話は、ラシヤの配給をとめとか器械をどうとかいうお話でしたけれども、これは戦争中のような非常に物の乏しいときで、しかもいろいろな統制の性格を持つた組合なんかがあるおつたときで、これはその面から相当強い規律を押しつけていくことができたか

もしれぬけれども、しかし今日の社会情勢で、その程度、今おつしたことで、この組合として實際に実行されるということは、よほどこれは骨が折れることだらうと思ふのだけれども、實際そういうことを組合としてやれますか。

○衆議院議員(眞鍋儀十君) 最近の撞球の営業をいたしております者は、だいたい従前と異なつておりまして、昔は女性が副業にやつておつたり、あるいは男性でも本業としてやつておりました。近頃は、一つの企業といたしまして、しつかりした主人がこれを經營するようになつて参りましたので、皆様方の御心配になつておりますような点は、比較的相談のまとまり方もスムーズでございますし、効果も上ると自信をいたしておりますわけ、従来佐藤榮作君が全国のビリヤードの協会長をしておりまして、現在では高石真五郎君が会長でございます。前会長も現会長もこの点に對しましてはきわめて熱意を持つておられますので、御期待に沿ふと考へておるわけでございます。

○委員長(小笠原二三男君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(小笠原二三男君) 速記を起して。

○森下政一君 私は実は玉突きをやつたことがないので、こういう法律を審査する有資格者ではないと思ふのですが、一体貨品をかけるのか何とかが射幸心をそそるようなことのない玉突き屋ですね、そういうふうなものでも学校や病院から撤遠されなければなら

ぬような騒音を立てるものなんですか、それはどうなんでしょうか。

○衆議院議員(眞鍋備十君) 私は実態を見ないのでございますが、アメリカのハイ・スクールではこれを正科に認めてくれていると申し上げておきますので、はやつたものと申しますと、大へん上品なものであると思ひます。

○委員長(小笠原二三男君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小笠原二三男君) 速記を起して。

○伊能芳雄君 それからもう一つ伺いたいのは、警察当局は、これがなくなつた場合には、時間や何かが、こればかりにはずして、風俗取締りにするおかしな問題で、風俗的な接客的な業態だということとは間違ひない。それからさつき学校に近いとか、あるいは時間をおそくまでやつちや困るとか、こういうことは、自衛といつたところで、業者代表としても、おそく全部そういふことは守りますとは言へつこないことなんで、そういう点について、射幸行為は心配ないけれども、風俗的な立場から、接客業者としての立場から工合が悪いというふうなときの取締り方法は何かなくなるわけですか。つまり、この「その他」云々というものは、射幸的な行為があつたとき、初めてこれに入るので、他の、時間がおそくまで営業しておるために近所でするさうとか、あるいは学校や、そういう非常な上品なものだということだから、学校の近くでもいいのかもしれないが、こういうもののそばでは適當でないというふうなときに取締り

の範囲に入れるわけにいかないわけですね。

○政府委員(中川董治君) 事柄ごとに違ふと思ふのでありますが、音の点はいろいろ問題があると思ひますが、玉突きそのものずばりが大へん高音を發するといふものではございません。ところが玉突き場によつて、人が集団して、そのためにやかましくなつて人が迷惑するといふような点があるかと思ひます。そういう点は、これは騒音防止の關係になると思ひますが、騒音防止に關しましては、国の法律はございせん。ところが、地方公共団体の公共団体におかれましては、騒音防止条例がございまして、騒音に關する部分であり、しかも騒音防止条例の設けのある公共団体内におきましては、騒音に關しては可能でございまして、それ以外に、たとえば学校の近所にこれを設けていいか悪いかという問題は、これはいろいろ考へ方があり、いろいろ皆さんの御意見があらうかと思ひます。ありまして、私たちがわかに意見を申し上げる自信はございませんが、かににそういうような学校とか病院のそばにあることが好ましくないといふことは結論がなつた場合におきましては、この法律からはずれず、法律の権力に基づく措置はなくなるかと、こういうことにならうかと思ひます。ただし問題は、そういう貨品などを作つてなにをするやうかは別でございますが、単純に設備を設けて玉突きをやる事柄が病院のそばであつては困るかどうかという問題は、甲論、乙論いろいろあらうかと思ひますのでございすが、私どもそのことずばりについて

は、相当人によつて意見が異なる問題ではなからうかと思ひます。その点は健全な常識で御判断を願うのがよいかと思ひます。

○伊能芳雄君 それからもう一つ、こういうことはあまり今までないかどうかしりませんが、何というのですか、カウンタというのですか、勘定する子供ですね、あれを若い女を置いて淫行行為をやるというよりなことが、かゝりに客集めをしておいてそういうふうなことがあるとすれば、これは普通のその他の密淫売というふうな問題として取り締る以外には方法ないわけですね。風俗営業の中にはそういうことがありそうだとつても、入れるわけにはいかぬのです。

○政府委員(中川董治君) 淫行行為の点につきましては、今衆議院で御審議願つております淫売立法の問題かと思ひますが、それ以外の点は、この風俗営業取締法の第一条第一号の「客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる」場合、たとえばお嬢さんがそこでビールなどを持ってきて盛んに飲食をさせる、こういう場合におきましては——そういう例があるかないかは別といたしまして、そういう実態の営業があつた場合におきましては、風俗営業取締法の第一条第一号の該当といふことにならうかと思ひます。盛んにビールなんかでお嬢さんが接待する、こういうことになりました場合には、現行風俗営業取締法の第一条第一号に該当する、こういうことにならうかと思ひます。

○石村幸作君 風俗営業取締法のことですが、第二条の三項にある許可の更新ですね。パチンコなんか一カ月、と

ところが料理店のごときは三カ月、これは三カ月経過すると効力を失ふとなつておるが、これは事実この通り実施しておりますか。料理店が三カ月ごとに全国的に許可を更新している——非常にわずらわしいことでもあるし、しかしこれを事実実施しているのかどうか。同時に、これは兼業の場合でも同じでしよう。

○政府委員(中川董治君) 御指摘の点は、これは最初の法律案にはこういう更新はなかつたのであります。政府提出法律案では、こういう更新などという制度なしにずっとやつてきておつたのでございすが、昨年でしたか、一昨年でしたか、その点ちよつと記憶がないのですが、ごく最近の機会に、国会の議員立法でこの更新の制度ができたのでございします。それでまあ責任は転嫁しませんが、議員立法の方で、そのときの立法では、一号の待合、料理屋の類は更新制度なし、二号のキャバレー、ダンスホールなども更新制度なし、三号の玉突き、マージャン、パチンコ、その他設備を設けたという三号の事業について更新制度をお定めになつたわけでございます。従つて、一号の料理屋の類は更新はしておりません。二号のダンスホールも更新はして

おりません。三号のマージャン、玉突き、パチンコにつきましては、あれは衆議院決議だつたと思ひますが、衆議院決議、当院に御協賛願つた改正法律によつて、更新制度が行われておる。法律がきまりました以上は、われわれはそれを忠実に実行しております。

○石村幸作君 そりすると、この法律ではそれはわからないですね、政令が何かでそれを分けてゐるのですか。

○政府委員(中川董治君) 法律には——お持ちでございまして、二条の三項に「前条第三号に掲げる営業に係る」と、こうなつております。

○石村幸作君 わかりました。

○委員長(小笠原二三男君) それでは本法案の質疑は次同に譲ることとして、本日はこの程度で散会することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小笠原二三男君) 御異議ないと認め、散会いたします。

午後四時二十四分散会
七月七日左の議案は撤回された。
一、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

昭和三十年七月十三日印刷

昭和三十年七月十四日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局